

平成 29 年 第 2 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 1 号 ~ 報 告 第 3 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 42 号 (降 壇)
- 3 議 案 第 43 号 ~ 議 案 第 46 号 (降 壇)
- 4 議 案 第 47 号 (降 壇)

平 成 29 年 6 月 1 日 提 出

伊 佐 市 長

平成29年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第1号から報告第3号までの3件について説明申し上げます。

まず、報告第1号「平成28年度伊佐市一般会計予算継続費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、汚泥再生処理センター施設整備事業の平成28年度の執行残額2億6,317万9千円を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第2号「平成28年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、市民窓口事務事業、臨時福祉給付金（経済対策分）、私立保育所運営支援事業、畜産基盤再編総合整備事業、畜産クラスター事業、農地管理事業、道路維持管理事業、市道維持管理事業、一般管理 道路新設改良、過疎債・路線整備事業、社会資本整備総合交付金事業、浸水対策道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、河川維持管理事業、小学校小規模改修事業、中学校大規模改修事業、農地・農業用施設災害復旧事業、市単独土木災害復旧事業、以上18事業の総額10億5,736万2千円のうち9億210万1千円を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第3号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第22期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

平成29年3月末の給湯先件数は、前期末と変わらず17件で、給湯量は、前期末より毎分30ℓ減の毎分815ℓであります。

業績につきましては、2ページ以降で説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金423万9,800円及び売掛金3万3千円の合計427万2,800円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用13万円及び未払法人税等7万966円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益114万4,452円、当期純損失7万2,618円の合計427万2,800円であります。

次に3ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で234万7,800円であり、これから売上原価209万9,439円及び一般管理費25万260円を差し引いた営業損益は1,899円の赤字となっております。この営業損益に営業外収益を加えた経常利益はマイナス1,652円となり、これから法人税及び住民税等7万966円を差し引いた当期利益はマイナス7万2,618円になりまして、前期繰越損益を加えた当期末処分利益は、107万1,834円であります。

次に4ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。資本金は、伊佐市と菱刈鉦山が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は107万1,834円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、407万1,834円となります。

次に、第23期事業計画書について説明申し上げます。

売上高は203万9千円を見込んでおります。原価計は200万3千円、一般管理費は25万円、営業利益はマイナス

21万4千円となり、これに営業外利益1千円を加え法人税及び住民税等7万円を差し引いた当期利益はマイナス28万3千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告3件の説明を終わります。

————— 降 壇 —————

議案第42号「工事請負契約の締結」について説明申し上げます。

本件につきましては、平成32年に開催される国民体育大会のカヌー競技場を整備するため、「伊佐市菱刈カヌー競技場艇庫新築工事（建築工事）」の指名競争入札を実施した結果、1億9,764万円で「伊佐市大口里853番地2・林建設株式会社 本店」が落札し、5月17日に建設工事請負仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、鉄骨造2階建て、延べ床面積384.27平方メートルの艇庫並びに延べ床面積575.57平方メートルの管理事務室及び会議室等を備えた建屋を建築するものでございます。

以上、議案第42号についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —

議案第43号から議案第46号までについて説明申し上げます。

まず、議案第43号「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、市内商工業者が行う浄化槽改修工事に伴う経費のほか、国、県の補助事業費の内定等に伴う措置について所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費につきましては、一般財団法人自治総合センターに申請していた一般コミュニティ助成事業と地域の芸術環境づくり助成事業が採択されたことに伴う経費を新たに措置したほか、庁内サーバーの保守業務委託に追加の措置を講じております。

民生費につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金に追加の措置を講じ、衛生費につきましては、病院群輪番制病院運営事業及び汚泥再生処理センター建設に係る経費の財源について所要の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、国の産地パワーアップ計画に基づく経費について新たに措置し、林業費につきましては、林道山ノ神線及び林道西ノ山線の工事費に追加の措置を講じております。

商工費につきましては、市内商工業者が行う浄化槽改修工事への補助及び県が行うむらの魅力活用実践事業への補助に要する経費について新たに措置したほか、ふるさと納税の返礼事務に係る経費について追加の措置を講じて

おります。

土木費につきましては、浸水対策道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業及び小水流団地建替２期工事に係る財源について所要の措置を講じ、消防費につきましても、高規格救急車の更新に係る財源について所要の措置を講じております。

教育費につきましては、教職員の定数増に伴うパソコン購入及び給食センターの洗浄室床補修に係る経費について新たに措置し、災害復旧費につきましては、農林施設災害復旧及び土木災害復旧に係る経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入につきましては、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び諸収入に増額の措置を講じ、国庫補助金及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,342万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億8,912万4千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、戸籍電算システム更新事業、両面印刷機賃借料並びにひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場指定管理について新たに措置し、地方債において、公営住宅建設事業ほか２件について限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第44号「平成29年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出において、前期高齢者納付金に係る経費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,004万7千円とするものであります。

次に、議案第45号「平成29年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出において、介護予防・生活支援サービス事業費請求に伴う審査手数料について新たに措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,040万円とするものであります。

次に、議案第46号「ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場の指定管理者の指定」について説明いたします。

本件につきましては、「伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に基づき、「株式会社鍋倉工務店」を指定管理者として指定し、指定期間を平成29年10月1日から平成33年3月31日までとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案4件について説明いたしました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —

議案第47号「財産の減額譲渡」について説明申し上げます。

本件につきましては、社会福祉法人 明生福祉会に、当該法人が運営する湯之尾保育園に隣接する市有地の一部を無償で貸付けておりましたが、当該法人から当該市有地の全部について減額譲渡の要望があり、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業の用に供されることを考慮し、適正譲渡価格からその50パーセントの額と整地に要する額を減額した価格で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第47号についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————